

令和7年度 亀山市総合環境センター最終処分場 維持管理状況														
項目		内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた 廃棄物	一般廃棄物	溶融飛灰	—	—	—	—	—							
		合計 (t)	—	—	—	—	—							
擁壁の点検		点検を行った年月日	R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
		点検の結果	—	—	—	—	—							
擁壁が損壊するおそれが 認められた場合の措置		措置を講じた年月日	—	—	—	—	—							
		措置の内容	—	—	—	—	—							
遮水工の点検		点検を行った年月日	R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
		点検の結果	—	—	—	—	—							
遮水効果が低下するおそ れが認められた場合の措 置		措置を講じた年月日	—	—	—	—	—							
		措置の内容	—	—	—	—	—							
周縁地下水の 水質検査結果		採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
周縁地下水のダイオキシ ン類検査結果		採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水質の 悪化が認められた場合に 講じた措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
放流水の 水質検査結果		採取した場所												
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
放流水のダイオキシ ン類 検査結果		採取した場所	該当なし											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水質の 悪化が認められた場合に 講じた措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
調整池の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
点検を行った結果、調整池 が損壊するおそれが認めら れた場合の措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
浸出水処理設備の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
点検を行った結果、浸出水 処理設備の機能に異常が認 められた場合の措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
導水管の防凍のための 措置点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
点検を行った結果、防凍の ための措置の状況に異常が 認められた場合の措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
残余の埋立容量の測定		測定を行った年月日	R7.4.22	—	—	—	—							
		残余容量 (㎡)	1.008	—	—	—	—							

令和7年度 八輪衛生公苑最終処分場 維持管理状況

項目		内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた 廃棄物	一般廃棄物	不燃物												
		合計 (t)												
擁壁の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
擁壁が損壊するおそれが 認められた場合の措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
遮水工の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
遮水効果が低下するおそ れが認めれた場合の措 置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
周縁地下水の 水質検査結果		採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
周縁地下水のダイオキシ ン類検査結果		採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水質の 悪化が認められた場合に 講じた措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-	-							
		措置の内容	-	-	-	-	-							
放流水の 水質検査結果		採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
放流水のダイオキシン類 検査結果		採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水質の 悪化が認められた場合に 講じた措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-	-							
		措置の内容	-	-	-	-	-							
調整池の点検		点検を行った年月日	R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
		点検の結果	-	-	-	-	-							
点検を行った結果、調整池 が損壊するおそれが認め られた場合の措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-	-							
		措置の内容	-	-	-	-	-							
浸出水処理設備の点検		点検を行った年月日												
		点検の結果												
点検を行った結果、浸出水 処理設備の機能に異常が認 められた場合の措置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
導水管の防凍のための 措置点検		点検を行った年月日	R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
		点検の結果	-	-	-	-	-							
点検を行った結果、防凍の ための措置の状況に異常が 認められた場合の措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-	-							
		措置の内容	-	-	-	-	-							
残余の埋立容量の測定		測定を行った年月日	R7.4.22	-	-	-	-							
		残余容量 (m³)	0	-	-	-	-							

別紙1 周辺地下水（上流側）の水質検査結果 その1

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			上流側 井戸水											
試料採取した年月日			R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
水質管理の結果の得られた年月日			R7.5.2	R7.5.14	R7.6.17	R7.7.15	R7.8.22							
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値											
その他	ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－	－	－	－	－						
	電気伝導率	mS/m	－	22	30	37	53	43						
	または塩化物イオン	mg/L	－	11	13	9.8	10	10						
維持管理基準奨励表第二（注2）	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－	－	検出せず	－	－						
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	0.0005未満	－	－						
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－						
	4 鉛	mg/L	0.01以下	－	－	0.005未満	－	－						
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	－	－	0.01未満	－	－						
	6 砒素	mg/L	0.01以下	－	－	0.005未満	－	－						
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	検出せず	－	－						
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－	－	検出せず	－	－						
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－						
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.0005未満	－	－						
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－						
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－						
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	0.0004未満	－	－						
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	0.002未満	－	－						
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	0.004未満	－	－						
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	0.0005未満	－	－						
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	0.0006未満	－	－						
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－						
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	0.0006未満	－	－						
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－						
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－						
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－						
	23 セレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.002未満	－	－						
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	0.005未満	－	－						
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－						

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙2 周辺地下水（下流側）の水質検査結果 その2

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			下流側 井戸水											
試料採取した年月日			R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
水質管理の結果の得られた年月日			R7.5.2	R7.5.14	R7.6.17	R7.7.15	R7.8.22							
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値											
その他	1 ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	10以下	－	－	－	－	－						
	2 電気伝導率	mS/m	－	47	52	49	48	42						
	または塩化物イオン	mg/L	－	24	60	22	21	16						
維持管理基準奨励別表第二（注2）	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－	－	検出せず	－	－						
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	0.0005未満	－	－						
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－						
	4 鉛	mg/L	0.01以下	－	－	0.009	－	－						
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	－	－	0.01未満	－	－						
	6 砒素	mg/L	0.01以下	－	－	0.005未満	－	－						
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	検出せず	－	－						
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－	－	検出せず	－	－						
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－						
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.0005未満	－	－						
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－						
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－						
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	0.0004未満	－	－						
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	0.002未満	－	－						
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	0.004未満	－	－						
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	0.0005未満	－	－						
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	0.0006未満	－	－						
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－						
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	0.0006未満	－	－						
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	0.0003未満	－	－						
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	0.002未満	－	－						
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	0.001未満	－	－						
	23 セレン	mg/L	0.01以下	－	－	0.002未満	－	－						
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	0.005未満	－	－						
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	0.0002未満	－	－						

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙3 放流水の水質検査結果

令和7年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				浸出水処理施設											
試料採取した年月日				R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
水質管理の結果の得られた年月日				R7.5.2	R7.5.14	R7.6.17	R7.7.15	R7.8.22							
放流水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	—	—	—	—	—							
	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと（注3）	—	—	検出せず	—	—							
維持管理基準奨励別表第一（注2）	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	—	—	0.0005未満	—	—							
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	—	—	0.003未満	—	—							
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	—	—	0.01未満	—	—							
	5 有機磷化合物	mg/L	1以下	—	—	0.1未満	—	—							
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	—	—	0.02未満	—	—							
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	—	—	0.01未満	—	—							
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	—	—	0.1未満	—	—							
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	—	—	0.0005未満	—	—							
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	—	—	0.01未満	—	—							
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	—	—	0.01未満	—	—							
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2μ以下	—	—	0.02未満	—	—							
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	—	—	0.002未満	—	—							
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	—	—	0.004未満	—	—							
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	—	—	0.02未満	—	—							
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	—	—	0.04未満	—	—							
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	—	—	0.3未満	—	—							
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	—	—	0.006未満	—	—							
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	—	—	0.002未満	—	—							
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	—	—	0.006未満	—	—							
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	—	—	0.003未満	—	—							
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	—	—	0.02未満	—	—							
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	—	—	0.01未満	—	—							
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	—	—	0.01未満	—	—							
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	—	—	0.05未満	—	—							
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	—	—	0.3	—	—							
	27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	—	—	0.5未満	—	—							
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	—	—	1.6	—	—							
	29 水素イオン濃度（水素指数）	-	5.8以上8.6以下	7.3	7.1	7.1	7.3	7.3							
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	2.7	0.9	6.6	1.7	2.7							
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下	5.7	4.9	4.9	5.3	6							
	32 浮遊物質	mg/L	60以下	16	16	19	20	23							
	33 ノルマルヘキサン抽出物 質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	—	—	0.5未満	—	—							
	34 ノルマルヘキサン抽出物 質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30以下	—	—	0.5未満	—	—							
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	—	—	0.1未満	—	—							
	36 銅含有量	mg/L	3以下	—	—	0.1未満	—	—							
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	—	—	0.1未満	—	—							
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	—	—	0.6	—	—							
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	—	—	0.5未満	—	—							
	40 クロム含有量	mg/L	2以下	—	—	0.05未満	—	—							
	41 大腸菌数（注4）	CFU/mL	800以下	0	0	0	0	26							
	42 窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	5.8	4.8	3.7	5.5	5.2							
	43 燐含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	—	—	0.05	—	—							

（注1）：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

（注2）：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

（注3）：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

（注4）：「大腸菌数3,000個/cf」から「大腸菌数800コロニー形成単位/mL」に基準改正された。（令和7年4月1日施行）

令和7年度 関町不燃物投棄場 維持管理状況

項目		内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた 廃棄物	一般廃棄物	不燃物						埋立終了						
		合計 (t)												
擁壁の点検		点検を行った年月日	R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
		点検の結果	－	－	－	－	－							
擁壁が損壊するおそれが 認められた場合の措置		措置を講じた年月日	－	－	－	－	－							
		措置の内容	－	－	－	－	－							
遮水工の点検		点検を行った年月日						該当なし						
		点検の結果												
遮水効果が低下するおそ れが認められた場合の措 置		措置を講じた年月日												
		措置の内容												
周縁地下水の 水質検査結果		採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
周縁地下水のダイオキシ ン類検査結果		採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水質の 悪化が認められた場合に 講じた措置		措置を講じた年月日	－	－	－	－	－							
		措置の内容	－	－	－	－	－							
放流水の 水質検査結果		採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
放流水のダイオキシン類 検査結果		採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水質の 悪化が認められた場合に 講じた措置		措置を講じた年月日	－	－	－	－	－							
		措置の内容	－	－	－	－	－							
調整池の点検		点検を行った年月日	R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
		点検の結果	－	－	－	－	－							
点検を行った結果、調整池 が損壊するおそれが認めら れた場合の措置		措置を講じた年月日	－	－	－	－	－							
		措置の内容	－	－	－	－	－							
浸出水処理設備の点検		点検を行った年月日	R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
		点検の結果	－	－	－	－	－							
点検を行った結果、浸出水 処理設備の機能に異常が認 められた場合の措置		措置を講じた年月日	－	－	－	－	－							
		措置の内容	－	－	－	－	－							
導水管の防凍のための 措置点検		点検を行った年月日	R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
		点検の結果	－	－	－	－	－							
点検を行った結果、防凍の ための措置の状況に異常が 認められた場合の措置		措置を講じた年月日	－	－	－	－	－							
		措置の内容	－	－	－	－	－							
残余の埋立容量の測定		測定を行った年月日	R7.4.22	－	－	－	－							
		残余容量 (㎡)	0	－	－	－	－							

別紙1 周辺地下水（上流側）の水質検査結果 その1

令和7年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				上流側 井戸水											
試料採取した年月日				－	－	－	－	－							
水質管理の結果の得られた年月日				－	－	－	－	－							
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－	－	－	－	－							
	電気伝導率	mS/m	－	－	－	－	－	－							
	または塩化物イオン	mg/L	－	－	－	－	－	－							
維持管理基準奨励別表第二（注2）	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと（注3）	－	－	－	－	－							
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	－	－	－							
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－							
	4 鉛	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－							
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－							
	6 砒素	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－							
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－							
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－							
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－							
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－							
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－							
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－							
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	－	－	－							
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	－	－	－							
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	－	－	－							
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	－	－	－							
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－							
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－							
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－							
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－							
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－							
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－							
	23 セレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－							
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－							
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－							

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙2 周辺地下水（下流側）の水質検査結果 その2

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			下流側 井戸水											
試料採取した年月日			R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
水質管理の結果の得られた年月日			R7.4.28	R7.5.12	R7.6.12	R7.7.9	R7.8.15							
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値											
その他	1 ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－	－	－	－	－						
	2 電気伝導率	mS/m	－	47	26	29	47	45						
	または塩化物イオン	mg/L	－	15	6.5	4.6	13	9.8						
維持管理基準奨励別表第二（注2）	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－	－	－	－	－						
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	－	－	－	－	－						
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－						
	4 鉛	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－						
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－						
	6 砒素	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－						
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－						
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－	－	－	－	－						
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－						
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－						
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－						
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－						
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－	－	－	－	－						
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－	－	－	－	－						
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－	－	－	－	－						
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－	－	－	－	－						
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－						
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－						
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	－	－	－	－	－						
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	－	－	－	－	－						
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－	－	－	－	－						
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－						
	23 セレン	mg/L	0.01以下	－	－	－	－	－						
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－	－	－	－	－						
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－	－	－	－	－						

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙3 放流水の水質検査結果

令和7年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				浸出水処理施設											
試料採取した年月日				R7.4.22	R7.5.8	R7.6.10	R7.7.7	R7.8.14							
水質管理の結果の得られた年月日				R7.5.2	R7.5.14	R7.6.17	R7.7.15	R7.8.21							
放流水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
維持 管理 基準 奨励 別 表 第 一 (注 2)	その他	ダイオキシン類（注1）	pg- TEQ/L	10以下	—	—	—	—	—						
	1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと（注3）	—	—	—	—	—						
	2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	—	—	—	—	—						
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	—	—	—	—	—						
	4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	—	—	—	—	—						
	5	有機磷化合物	mg/L	1以下	—	—	—	—	—						
	6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	—	—	—	—	—						
	7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	—	—	—	—	—						
	8	シアン化合物	mg/L	1以下	—	—	—	—	—						
	9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	—	—	—	—	—						
	10	トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	—	—	—	—	—						
	11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	—	—	—	—	—						
	12	ジクロロメタン	mg/L	0.2μ以下	—	—	—	—	—						
	13	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	—	—	—	—	—						
	14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	—	—	—	—	—						
	15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	—	—	—	—	—						
	16	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	—	—	—	—	—						
	17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	—	—	—	—	—						
	18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	—	—	—	—	—						
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	—	—	—	—	—						
	20	チウラム	mg/L	0.06以下	—	—	—	—	—						
	21	シマジン	mg/L	0.03以下	—	—	—	—	—						
	22	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	—	—	—	—	—						
	23	ベンゼン	mg/L	0.1以下	—	—	—	—	—						
	24	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	—	—	—	—	—						
	25	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	—	—	—	—	—						
	26	ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	—	—	—	—	—						
	27	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	—	—	—	—	—						
	28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	—	—	—	—	—						
	29	水素イオン濃度（水素指数）	-	5.8以上8.6以下	7.9	7.8	7.9	8.2	8.2						
	30	生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	0.5未満	0.6	0.7	1.3	1.6						
	31	化学的酸素要求量	mg/L	90以下	5.8	5.1	5.7	5.2	4.9						
	32	浮遊物質量	mg/L	60以下	1.0未満	1.0未満	1.6	11	1.0未満						
	33	ノルマルヘキサン抽出物 含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	—	—	—	—	—						
	34	ノルマルヘキサン抽出物 含有量（動植物油類含有量）	mg/L	30以下	—	—	—	—	—						
	35	フェノール類含有量	mg/L	5以下	—	—	—	—	—						
	36	銅含有量	mg/L	3以下	—	—	—	—	—						
	37	亜鉛含有量	mg/L	2以下	—	—	—	—	—						
	38	溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	—	—	—	—	—						
	39	溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	—	—	—	—	—						
	40	クロム含有量	mg/L	2以下	—	—	—	—	—						
	41	大腸菌数（注4）	CFU/mL	800以下	0	0	0	0	0						
	42	窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	0.2	0.2	0.3	0.3	0.5						
	43	燐含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	—	—	—	—	—						

（注1）：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

（注2）：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

（注3）：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

（注4）：「大腸菌数3,000個/cf」から「大腸菌数800コロニー形成単位/mL」に基準改正された。（令和7年4月1日施行）